

# 会津若松市農地利用最適化推進委員募集要項（募集期間の延長）

農業委員会等に関する法律第17条に基づき、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を次のとおり募集します。

## 1 募集人数

18人（区域単位の募集人数は下表のとおり）

区域の名称	区域	定員
第1区	旧市、神指（南四合）、町北、東山、一箕	2名
第2区	湊	2名
第3区	高野、神指（南四合を除く）	3名
第4区	門田、大戸	3名
第5区	北会津	4名
第6区	河東	4名

## 2 主な職務

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化
- (2) 遊休農地の発生防止及び解消
- (3) 新規参入の促進
- (4) 上記(1)~(3)に係る担当区域における協議の場への参画
- (5) 農業者の相談業務等
- (6) 総会等各種会議への出席

## 3 任期

令和8年8月1日から令和11年7月19日まで（予定）

## 4 身分

会津若松市の特別職の非常勤職員

## 5 資格・要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員及び国家公務員法第2条に規定する国家公務員（任期の定めのない職員に限る）
- (4) 会津若松市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

## 6 報酬

月額 35,500円

その他、会津若松市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例に基づき、会議の出席等に応じ費用を弁償します。

## 7 提出書類の配布場所等（応募用紙等）

会津若松市農業委員会事務局（会津若松市役所本庁舎5階）  
北会津支所及び河東支所、湊・大戸・北・南・一箕及び東市民センター

## 8 募集期間及び応募方法

令和8年3月6日（金）から4月3日（金）まで <必着>

- (1) 持参する場合は、会津若松市役所開庁時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）に提出してください。
- (2) 郵送する場合は、簡易書留にて郵送してください。

## 9 提出書類

- (1) 農業者その他の関係者（個人）から推薦する場合  
会津若松市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（一般推薦用）【第1号様式】
- (2) 農業者が組織する団体その他の関係団体から推薦する場合  
会津若松市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）【第2号様式】
- (3) 自ら応募する場合  
会津若松市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書【第3号様式】

## 10 添付書類

候補者の住民票抄本（本籍及び筆頭者の記載があるもので、発行後3か月以内のもの。）  
※ コピー可。

## 11 選考方法

提出された書類等をもとに、会津若松市農業委員会が候補者の評価を行い、総会において推進委員を決定します。

## 12 推薦・応募内容の公表

提出された推薦書・応募申込書に記載された事項は、推薦者（個人）、被推薦者及び応募者の住所・連絡先など一部事項を除き、受付期間の中間時点と受付期間終了後に、市ホームページにて公表します。

## 13 選考結果の通知

選考の結果は、令和8年7月上旬に応募者全員に通知します。

## 14 書類の提出先及び問い合わせ先

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号  
会津若松市農業委員会事務局（会津若松市役所本庁舎5階）  
電話：0242-39-1351  
※ 提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。